

令和6年度

学校いじめ防止基本方針

東近江市立湖東第三小学校

学校いじめ防止基本方針

東近江市立湖東第三小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめから児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚する必要があります。

本校では、いじめ防止の対策に関する基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止対策委員会」を核としていじめの問題に組織的に取り組みます。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめは絶対に許されないという強い認識をもつ

- ① いじめ行為に対し、毅然とした態度で指導する。
- ② いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめと同様に許されないことを示す。
- ③ 自分の命や人の命を大切にすることを日々の関わりの中で伝えていく。

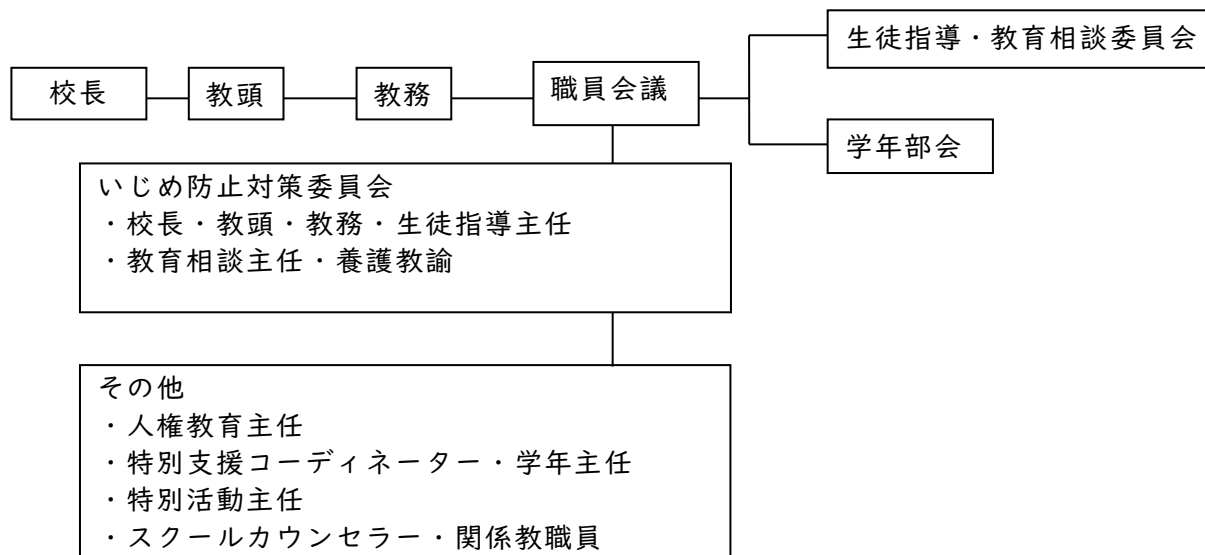
* いじめは、いじめられた子どもの心を深く傷つけるものである。家庭や学校で、「いじめは決して許されるものではない」ということを強く訴え、子どもたちが安心して相談したり、日々の学校生活を送ったりできるよう環境づくり努める。

(2) いじめられている子どもの立場で親身な指導を行う

- ① 子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出す危険信号をあらゆる機会をとらえて敏感に察知するように努める。
- ② 自分の学級にも深刻ないじめの問題が発生し得るという危機意識を常にもつ。
- ③ いじめられている子どもを守り通すことを最優先に考え、必ず心の居場所を確保する。

* 「自分のクラスは大丈夫」という思い込みは、子どもの些細なサインを見逃すことにつながりかねない。いじめられている子どもは、周りに余計な心配をかけたくないために、身近な人には自分が苦しんでいることを見せまいと一生懸命ふるまうこともある。日頃から「ひよっとしていじめられているかもしれない」という危機意識をもつことや、日頃から細やかな声かけや、子どもの言動を見守ることが大切である。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織



* いじめ防止対策委員会の設置

①役割

- ア) いじめ防止等の取組について年間計画を作成する。
- イ) いじめ防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめ防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめ防止等の取組についての情報発信やいじめ防止に関する意識啓発のための取組を行う。
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動等に関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報が上がったときには緊急会議を開催し、いじめの情報について迅速に共有を図り、教職員や関係のある児童への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。

②構成員

いじめ防止対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭とし、人権教育担当、特別支援教育コーディネーター、学年主任、特別活動主任、関係教職員とも連携を図る。なお、必要に応じて、スクールカウンセラーにも依頼をする。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察・教員経験者等の外部専門家の参加を依頼する。

③関係する委員会等との連携

いじめ防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談委員会、人権教育委員会、児童会等と役割分担し、連携して取り組む。

3 いじめ防止に係る対策の基本的な方向

いじめ防止に係る対策については、児童を一人の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況や気持ちに寄り添いながら、思いを聴き出すまで関わっていくことが重要である。学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処することが求められる。

そこで、本校では「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」について、具体的な取組を進めることとする。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる。このことを踏まえ、根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止に努めなければならない。

このため、本校では児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりがわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自尊感情を育むことができるように努める。

①一人ひとりの子どもを大切に作る学校づくり

- ・いじめは絶対に許されないことを子どもたちに伝え、学校教育の基本とする。
- ・いじめについての授業を道徳教育等で取り入れ、お互いを思いやり認め合う心情を育む。
- ・わかる授業に努め、授業を通して「自己肯定感」や「自尊感情」を高めていく。

②子どもの人権感覚を高め、いじめのない楽しい学校・学級づくりをめざす

- ・児童会であいさつ運動に取り組むなど、気持ちのいいあいさつの輪を広げる。
- ・学級の人権目標を設定する中で、「自分がされて嫌なことはしない」ことを強く意識させる。
- ・たてわり集団を機能させ、異学年の子どもたち同士がふれあう場をつくる。
- ・子どもたちの自信につながる場をつくり、自他のよさに気づけるようにする。
「みんなでこんなことができるようになったよ」というようにクラスのよさを共有したり、帰りの会等で友だちのよいところをみんなで認め合ったりする。

③一人ひとりに活躍の場をつくり、どの子どもにも成就感や達成感を味わえるようにする

- ・学級での役割・係活動・年間行事、子どもたちが計画し実践していく学級活動等を通して、クラスの仲間とともに達成できた喜びを味わえるような場にする。

(2) いじめの早期発見

①教職員がいじめを見逃さない体制づくり

- ・いろいろな場面(始業前の様子や学習中・休み時間等)で子どもの様子をよく知り、子どもたちとの信頼関係を築く。
- ・子どもを知ることで、問題行動を早期発見・早期対応し、全職員が共通理解のもと、同じ歩調で指導にあたる。
- ・子どもの特性をつかみ、教職員間でいつも話せる体制作りに努める。
- ・具体例を通して相手の気持ちを考える機会をつくり、実際の行動と直結した指導に努める。

②いじめの早期発見につなげるためのアンケートや面談、チェックリストの活用

- ・子どもたちにアンケートを実施し、子どもの悩み・つらさを知る手がかりとする。
- ・子どもとの教育相談週間を設け、一人ひとりの子どもたちと面談する。
- ・いじめを見逃さないよう定期的にチェックリストで点検し、学級の子どもの様子について職員間で交流する。

③幼小中連携の推進

- ・就学前から義務教育終了までを見通した保育・学習指導の充実を中学校区で連携して取り組むことで、学校での安定した生活基盤をつくる。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。

①いじめの発見・通報を受けた時の対応(迅速な対応)

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を制止する。
- ・児童や保護者から「いじめでは」との相談や訴えがあった場合には真摯に受け止め、迅速に対応する。ささいな兆候でも、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの確に関わりをもっていく。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に報告する。
- ・報告を受けたいじめ防止対策委員会は、情報を共有・記録し、直ちに関係児童から情報を聴き取り、いじめの事実の有無を確認する。

- ・事実確認の結果、重大事案の場合は速やかに市教育委員会に報告し、緊密な連携を図る。
- ・教職員全員の共通理解の下、関係の保護者の協力を得て対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときには、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対応する。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

② いじめを受けた児童またはその保護者への支援（いじめにあった児童を守りきる）

- ・家庭訪問等で、発覚した当日のうちにいじめを受けた児童の保護者に事実関係を伝える。
- ・複数の教職員で当該児童を見守る。
- ・教職員、家族、親しい友人、いじめを受けた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制を作る。
- ・いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察、教員経験者等外部専門家に協力を依頼する。
- ・いじめが解決したと思われる場合においても、継続した見守り等の支援を行う。
- ・聴き取り等によって判明した事実は、いじめを受けた児童の保護者に適切に伝える。

③ いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言（いじめを繰り返さない指導を行う）

- ・いじめを行った児童から、複数の教職員で事実関係を聴き取る。
- ・いじめを行った児童が抱える問題等、いじめの背景にも十分目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解し、自らの行為の責任を自覚できるように指導する。
- ・いじめを行った児童の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たる。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察・教員経験者等、外部専門家に協力を依頼する。
- ・児童のプライバシーに十分留意して対応する。
- ・孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、個々の状況に応じた指導を行う。
- ・警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要と認めるときは、児童に対して、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒を加えたり、特別指導を行ったりする等、適切な指導を行う。

④ いじめが起きた集団への働きかけ（傍観者に対する指導）

- ・いじめを見ていた児童に対しても、十分に聴き取りをした上で、自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・はやしたてるなどの行為は、いじめに荷担する行為であることを理解できるように指導する。
- ・学級全体で話し合いの場面を設定する等して、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようとする態度を育てる。
- ・全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

⑤保護者への説明、地域との連携（説明責任を果たし、協力を得る体制づくり）

- ・必要に応じ、学級・学年・学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求める。
- ・いじめ防止につながる学級での取組を学年や学校全体に広げ、再発・未然防止に努める。

（４）ネット上のいじめへの対応

①ネット上のいじめの防止、早期発見のための取組等

- ・教職員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高める。
- ・児童や保護者に対し、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取組を周知する。
- ・児童に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進する。
- ・保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促す。

②ネット上のいじめへの対処

- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請する。

（５）その他

①校務の効率化

- ・一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織体制を整える等して、校務が円滑化を図る。

②学校評価

- ・いじめの実態把握や適切な対応が促されるように目標を設定し、評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に取り組む。

③教職員の人事評価

- ・日頃からの児童理解の状況、いじめ防止等に関する個々の取組や組織的な取組等が評価されるようにする。

④基本方針、年間計画の見直し

- ・基本方針、年間計画は、PDCAサイクルに基づき、毎年度見直す。

⑤基本方針、年間計画の公開

- ・策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページ等で公開する。